

公立大学法人横浜市立大学福浦地区安全衛生委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は公立大学法人横浜市立大学福浦地区（以下『福浦地区』という）所属職員の労働安全と健康の確保・増進及び快適な作業環境の促進を図るため、労働安全衛生法に基づき、福浦地区に設置する公立大学法人横浜市立大学福浦地区安全衛生委員会（以下『委員会』という）について定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項について調査審議し必要に応じ関係機関に意見を具申する。

- (1) 福浦地区所属職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福浦地区所属職員の安全及び衛生に関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1名及び委員12名をもって組織する。

2 委員長は、医学・病院統括部長をもってあてる。

3 委員は次のとおりとする。

- (1) 衛生管理者のうちから医学部長が指名した者。
 - (2) 産業医のうちから医学部長が指名した者。
 - (3) 福浦地区所属職員のうち、安全及び衛生に関し経験を有するものから医学部長が指名した者。
- 4 医学部長は第3項各号の委員については、労働安全衛生法第19条第4項の定めるところにより指名しなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、医学部長が新たに委員を指名し、新委員の任期は前任者の残期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は委員会を招集する。

2 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるとき又は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を開くことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員に事故あるときは、あらかじめ議事について委任することができる。

(議事)

第7条 委員会は、議事に必要がある場合には、関係者に対し説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医学・病院統括部職員課において処理する。

2 前項の庶務を処理するため、あらかじめ委員会の承認を得て、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委任)

第9条 委員長は、この要綱に定めるほか、必要な事項については、委員会の議を経て別に定めることができる。

(雑則)

第10条 医学部長は委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを最低3年保存しなければならない。

2 委員会における文書は、公立大学法人横浜市立大学文書取扱規定を準用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。